新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系サービスに関する事務連絡について

- ① 令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業 の取扱い等について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)
 - 就労継続支援A型における賃金等の支払いについて、新型コロナウイルスへの対応等により、 生産活動収入の減少が見込まれるときには、災害その他やむを得ない理由がある場合とみなし て、自立支援給付費を充てることが可能であること。
 - 就労継続支援B型の基本報酬の算定にあたって、新型コロナウイルスの対応を考慮して、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすること等が可能であること。
 - 就労継続支援、就労移行支援について、事業所が在宅でのサービス提供が可能である場合には、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点で在宅でのサービス利用を認める等、柔軟な対応を検討すること
- ② 令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第2報)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)
 - 就労継続支援A型における経営改善計画について、新型コロナウイルスへの対応への影響と 都道府県等が認める場合には、その策定を猶予が可能であること。
 - 就労継続支援B型における工賃の支払いについて、新型コロナウイルスへの対応によりやむを得ない場合には、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を充てることをもって工賃の補填を行って差し支えないこと。
- ③ 令和2年3月9日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業 の取扱い等について(第3報)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)
 - 就労定着支援における報酬算定にあたって、新型コロナウイルスへの対応により、対面での 支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者に対するできる限りの支援を行ったと市町 村が認める場合には、報酬の対象とすることが可能であること。
 - 新型コロナウイルスの感染予防の観点で障害特性によらず、在宅による支援を柔軟に認めて 差し支えないこと。また適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、要件の一部を 適用しないなど柔軟な取扱いをして差し支えないこと。
- ④ 令和2年4月13日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第4報)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)
 - 就労継続支援事業B型における就労アセスメントの取扱いについて、就労移行支援事業所等において就労アセスメントが十分に実施できない事態が生じた場合においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、臨時的な取扱いとして、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされていれば、就労アセスメントと同等の情報収集等がなされたものとして取り扱って差し支えないこと。

- 就労継続支援事業A型等における暫定支給決定の取扱いについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のために通所を控えるなどの措置により、平常時と比べ、就労継続支援事業A型等において当該暫定支給期間中に利用者のアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない事態もされることから、就労継続支援事業A型等はできる限り実施した支援の実績及びその評価結果等をとりまとめ、市町村はその内容等からサービスを継続することによる改善(維持含む。)効果が見込まれるか否かを判断することとして差し支えないこと。
- 就労移行支援事業における標準利用期間の更新の取扱いについて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、今後、十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難なままに標準利用期間の終了を迎える者も多くでてくる事態なども想定されることから、年度内に、標準利用期間(更新後の標準利用期間含む。)の終了を迎える者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことによりサービス利用継続が必要であると認められる場合においては、臨時的な取扱いとして、「原則1回」を含む現行の取扱いに関わらず、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能であること。